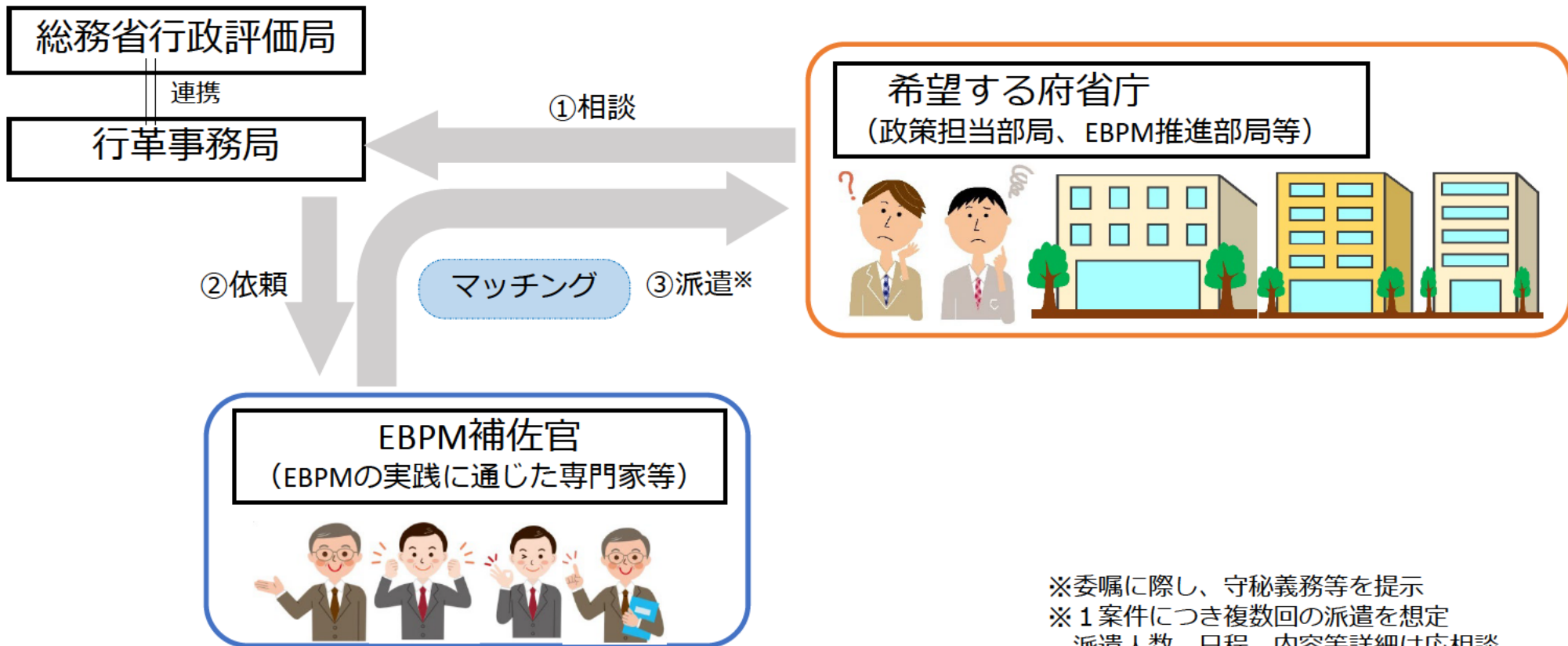


EBPM補佐官派遣制度 概要

- 行政（霞が関）全体で、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を積み重ね、定着することを目的とし、希望する府省庁に専門家等を派遣し、各種相談対応や助言等を行う。
- 具体的には、行革事務局は、総務省行政評価局と連携し、EBPMの実践に有用な専門的かつ実践的な知見・経験を有する専門家等をEBPM補佐官としてプールし、府省庁の政策担当部局、EBPM推進部局等からの相談依頼に応じて派遣し、各種相談対応や助言等を行い、機動的で柔軟な政策形成・評価の実践を支援する。

【運用開始：令和4年7月29日～、今後順次増員を想定、任期は原則として各年度末まで、年度ごとに更新】



※委嘱に際し、守秘義務等を提示
※1案件につき複数回の派遣を想定
派遣人数、日程、内容等詳細は応相談